

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL 22-2111 内線 261

ー新型コロナウイルス感染症対策についてー

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

ー県知事メッセージの内容ー

1. 9月の間、緊急対策を実施します。
2. 県外との往来の自粛、また県内でも感染拡大地域との往来の回避にご協力をお願いします。
3. 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
4. 感染リスクが高い場面（普段一緒にいない人との接触、飲食・会合など）を避けましょう。
5. 風邪症状などがみられたら、「休みを取る・取らせる」ことを徹底しましょう。
6. 行事等の原則中止・延期、施設等の原則休館、学校行事等の原則中止・延期、事業活動の出張抑制などにご協力をお願いします

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

町有施設休館等のお知らせ

8月27日付けで県が決定した「青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることから、以下のとおり町有施設の休館、公園遊具の使用を禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

●**休館期間** 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）※感染状況により、期間延長する場合があります。

●**休館施設**

【スポーツ施設】体育センター、武徳館、海洋センタープール、鶴寿公園テニスコート、町営野球場
※海洋センタープールは今シーズンの営業を終了します。

【文化施設】町公民館、国際交流会館

【観光施設】歴史文化伝承館、鶴の里ふるさと館

●**遊具使用禁止公園**

富士見湖パーク、鶴寿公園、みどり公園、みどり第2公園、駅東団地公園、鶴寿団地公園
大巻地区農村公園、間山地区農村公園



「防災行政無線・登録制メール訓練放送を実施します」

令和3年10月6日（水）午前11時頃（予定）に、防災行政無線や登録制メール（つるりんほっとメール）を使用して、Jアラートの訓練放送を行いますので、あらかじめご了承ください。

●**問い合わせ先** 総務課 人事行政班（内線271）

**9月30日（木）は、固定資産税3期分と
国民健康保険税3期分の納期限です。**

マイナバー カードの交 付・申請受付等 について

《町民生活課》

【交付・申請場所】

町民生活課①・②窓口

【受付時間】

平日 午前八時三十分～午後五時

平日 午後五時～七時
休日 第二・四土曜日
午前九時～十二時

交付は予約制になっていま
すので、電話または窓口で事前
にご予約ください。平日夜間・
休日窓口での交付・申請をご希
望の方は、前日の午後五時まで
にご予約ください（休・祝日除
く）。

町では、申請に必要な顔写真
を無料撮影し申請するサービ
スを行っています。交付申請書
の再発行もしていますので、ご
希望の方は、本人確認書類を持
参の上、お越しください。

※交付申請書をお持ちの方は、
スマートフォン・パソコン・
郵便・証明用写真機による申
請もできます。

●問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
（内線153・154）

農振除外の申 請を受け付け します

《産業課》

町では、「農業振興地域の整
備に関する法律」に基づき、農
業振興地域内に『農用地区域』
を設定し、この区域を農業上の
用途に供する土地として定め
ています。

農用地区域内の土地を農用
地以外の用途（住宅の建築な
ど）に利用する場合、事前に『農
振除外（農用地区域からの除
外）』の申請をする必要があり
ます。

この申請の受け付けは、年二
回を予定していて、受け付けの
翌月から各関係機関との調
整・協議や公告・縦覧などの手
続きを経て、認可されるまで約
六カ月間を要します。

（※国、県などの事業により、
除外できない場合もございます。）

●申請受付期間

令和三年十月一日（金）
～二十九日（金）

●問い合わせ・申請先

産業課 農地班
（内線294）

五所川原圏域空き 家バンクについて

《総務課》

鶴田町内に空き家を所有す
る皆さま、五所川原圏域空き家
バンクに空き家物件を登録し
ませんか。

「五所川原圏域空き家バン
ク」は、空き家を売りたい・貸
したい人（空き家登録者）の物
件を居住するために空き家を
購入・賃借したい人（利用希望
者）に紹介するための仕組みで
す。

空き家の有効活用などを図
り、五所川原圏域定住自立圏
（五所川原市・つがる市・鰯ヶ
沢町・深浦町・鶴田町・中泊町）
への定住促進や空き家の流動
化を図るためにもぜひ登録く
ださい。

空き家バンクの運営は、圏域
自治体と協業事業者（宅建事業
者）が連携して行い、自治体ホ
ームページで空き家情報を全
国へ発信します。

●問い合わせ先

総務課 人事行政班
（内線271）

戦没者遺児慰霊友好 親善事業について

《一般財団法人日本遺族会》

日本遺族会では、「戦没者遺
児慰霊友好親善事業」への参加
者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から
補助を受け実施しており、先の
大戦で父等を亡くした戦没者
の遺児を対象として、戦没した
旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行い、
同地域住民と友好親善を図る
ことを目的としています。

●参加費 十万円

●参加対象

次の訪問先地域の戦没者遺
児を対象とする。

●慰霊追悼訪問先

フィリピン、マリアナ諸島、
ミャンマー、タイ、台湾・パ
シフィック、マーシャル諸島、
西部ニューギニア、東部ニュ
ーギニア、ソロモン諸島

●申込先

青森県遺族連合会
017-722-4819

●日程等詳細の問い合わせ先

日本遺族会事務局
03-3261-5521

むつ小川原地 域・産業振興プ ロジェクト支援 助成事業の募集

《公益財団法人むつ小川原 地域・産業振興財団》

令和四年度実施の事業で、県
内の地域団体などが実施する
地域の活性化や産業の育成・振
興のためのプロジェクト活動
に対して必要な資金の助成を
行います。

●対象事業

人材育成、技術開発、商品開

発、市場・販路開拓、観光開
発、スポーツ・文化交流、そ
の他

●助成対象事業者

地域団体（地域づくり、文化
活動など）に取り組んでいる
組織・グループ、NPO法人、
産業団体（農業協同組合、漁
業協同組合、商工会議所、商
工会、その他産業関係のグル
ープ）

●助成金額

助成対象事業費の五分の四
以内

●申込期間

令和三年九月一日（水）～
十月三十一日（日）

※要望書に必要事項を記入し
て提出してください。要望書
の様式は、むつ財団のホーム
ページ（むつ財団で検索）か
らダウンロードできます。記
入例もありますのでご活用
ください。
（<http://www.jomon.ne.jp/mozaida>）

●個別相談会・オンライン等による事前相談

本助成事業への応募を検討
している皆さんの疑問やお
悩みにお答えする個別相談
会を県内六会場で開催しま
す。また、オンライン等によ
る事前相談も可能ですので、
右記財団ホームページをご
確認ください。

●問い合わせ・申込先

（公財）むつ小川原地域・産業
振興財団
017-773-6222



十月一日から 七日までは「公証週間」です

《青森地方法律事務所総務課》

公証人は、法律大臣から任命された法律の専門家として、中立・公正な立場において、国の公務である公証事務を担い、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現を使命としています。公証人の主な事務は、次のとおりです。

- 公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。
- 公正証書で遺言書を作って、大切な人に遺産を譲ります。
- 公正証書で養育費の給付契約書を作って、子どもの将来を守ります。
- 任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。
- 会社等を設立するための定款を認証します。
- 私署証書に確定日付印を押捺して、文書の内容を証明します。

※手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。公証事務に関する相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

●青森県内の公証人役場
青森公証人合同役場
公証人 中川 一人

西北五環境整備事務組合からのお願い

▽中央クリーンセンター（し尿処理施設）

最近、センターに搬入される排水の中に紙おむつやストッキング、タオル等が混入され、配管の詰まりが発生しております。トイレにトイレレットペーパー以外の物が混入されると、詰まりの原因となり、機械が故障し処理に支障をきたします。トイレにはトイレレットペーパー以外は絶対に入れないようご協力をお願いします。

●問い合わせ先 中央クリーンセンター ☎36-3601

▽西部クリーンセンター（ごみ処理施設）

・ごみの分別にご協力ください

焼却不適物ごみ（陶器・ガラス・金属等の不燃物ごみ）が可燃ごみに混在して搬入されています。これらのごみは燃えず、焼却後の焼却炉から排出される燃えかすの中に残ってしまうことで、機械設備トラブルの大きな原因となり、焼却炉運転の緊急停止、設備損傷による修繕費用の増大につながります。施設を安全で安定的に運営するため、ごみを正しく分別して出してくださいようご協力をお願いします。

・自己搬入される皆さまへ

直接センターへ搬入される方は、マスクを着用していただくなど、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。また、処分を急がないごみは、施設への持ち込みを控えていただき、定期収集時に出していただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先 西部クリーンセンター ☎46-2141

弘前公証役場
公証人 小山 浩幸
☎017-776-8273
八戸公証役場
公証人 高村 一之
☎017-843-1213

あomorいアビリンピック2021 選手募集のご案内

障害のある方々が日頃培った技能を競う大会です。優秀者を全国大会へ推せんします。

●参加資格（次のすべてに該当する方）

- (1) 令和3年4月1日に15歳以上であること。
- (2) ①身体障害者手帳を所持もしくは、指定医または産業医の診断書や意見書を提示できること。
②愛護（療育）手帳を所持もしくは、知的障害者判定機関において判定されていること。
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。もしくは、統合失調症、そううつ病（そう病およびうつ病を含む。）またはてんかんの診断を主治医または産業医等から受けていること。
- (3) 県内居住者または県内の事業所に勤務する者で、勤務先の参加承諾を得られること。
- (4) 競技会場まで自力または家族等の協力により来場でき、競技に耐えられる健康状態にあること（新型コロナウイルス等の感染の恐れがない状態を含む。感染の恐れがあると判断された場合は参加できません）。
- (5) 直近5回の全国障害者技能競技大会において、参加予定種目で金賞の受賞歴がないこと。

●開催日時・競技内容

10月29日（金） 喫茶サービスA・B、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント
11月3日（水・祝） フード・プロセッサA・B、表計算、DTP、ビルクリーニングA・B

※いずれも午前9時30分から12時まで

●競技会場 【第1会場】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部

【第2会場】ホテル青森（喫茶サービス競技のみ）

●募集人員 各種目、10名程度

●参加費等 (1) 参加費は無料です。

(2) 競技参加者には所定の規定により会場までの交通費を支給します。

●申込締切 9月15日（水）

●問い合わせ・申込先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 高年齢・障害者業務課

☎017-721-2125

☆参加申込書・同意書や開催当日のライブ配信等については、機構青森支部のHPをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aomori/senshuboshu.html>



ライブ配信用

QRコード

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)申請書の様式が変わります

自動車臨時運行許可制度は、道路上で運行してはならない未登録自動車や車検切れ自動車等の運行を一時的に許可する制度です。申請により道路運送車両法に特別に定められた条件下で運行許可を与え、赤い斜線の入ったナンバープレート（通称「仮ナンバー」）を臨時に貸し出します。

令和3年10月1日から自動車臨時運行許可申請書の様式が変更となり、臨時運行許可を申請する方は、来庁者の本人確認書類の提示が必要となります。

※新様式については、9月中旬以降、町民生活課くらしの窓口班で配付および町のホームページ内に掲載します。

●問い合わせ先 町民生活課 くらしの窓口班 （内線153・154）

令和3年



町の保健だより

連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

- 65歳未満の方の予約と接種等について、ワクチンの供給状況等に応じ、年齢区分毎に、順番に接種券をお届けしており、現在は64～19歳の方へ接種券を発送しています。接種券に同封しているチラシの「予約開始日」以降に予約して下さるようお願いいたします。接種を希望する方は、早めのご予約をおすすめします。

※医療従事者や職域接種等ですでに接種済みの方に接種券が届く場合がありますのでご了承ください（接種券同封チラシに記載のとおり）。届いた接種券は破棄して下さるようお願いいたします。

《12～18歳のお子様の保護者の方へ》

- ・ワクチン接種の対象は12歳以上となっており、小学6年生、中学生、高校生相当の方も対象となります。
- ・年齢が若いほど副反応が強く、出現率も高いとされていることから、接種にあたり、効果と副反応などについてご理解いただくこと、また保護者と同じ日時を避けることなどが望まれます。
- ・予診票への保護者の署名や同伴者等の詳細については、接種券に同封するチラシでお知らせします。
- ・また、18歳以下の方への接種券の発送は9月を予定しており、保護者の方は接種時期の遅れにつながらないように、ご自身が接種できる時期に予約して下さるようお願いいたします。

～お願い～

- ・ワクチン接種は、効果と副反応などについてご理解いただいた上で、同意された場合に行われます。
- ・接種を受けることは強制ではありません。
- ・周りの方などに接種を強制することや接種を受けていない方に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

○人との距離や換気を心がけましょう。 ○手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。

○一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いいたします。

《感染について心配な方》

- ・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653
- ・受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》

- ・県コールセンター TEL 0120-123-801
- ・役場 健康保険課 TEL 22-2111

各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、9月は以下の行事を中止とさせていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○健康運動教室 ○介護予防事業に関する各種教室等（ヨガ、フラダンス、ココリラ体操など）

＜問い合わせ先＞ 健康保険課 国保介護班（内線 143）

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

※会場内の換気、人と人との適切な間隔確保、来場者の検温や体調確認、従事者のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底など感染症対策に留意した上で開催します。

★日 時：9月6日（月） 午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 会議室



～新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い～

◎当日および過去2週間以内に、本人または同居する方において、下記のいずれかに該当する場合は参加を控えて下さるようお願いいたします。

1. 37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合
2. 県外との往来がある場合または新型コロナウイルス感染者およびその疑いがある方との接触がある場合

◎来場する際は、マスクを着用して下さるようご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

☆9月1日～9月30日：「健康増進普及月間」

☆9月10日～9月16日：「自殺予防週間」